

建設作業における騒音、振動関係 届出・報告の手引き

令和 8 年 9 月 一部改定

釧路市市民環境部環境保全課

目次

1	建設工事に関わる注意事項について	1
2	建設作業の届出・報告について	
3	届出・報告手続き	
4	建設作業判別フロー・ポイント	4
5	建設作業一覧表	5
6	法に基づく規制基準・改善勧告等	6
7	届出書・報告書様式(記入例)	7
8	その他	9
9	各種法令	10

1 建設工事に関わる注意事項について

建設作業を行う事業者は、次の事項に十分留意の上、工事に着手してください。

- (1) 工事の実施にあたっては、出来るだけ低騒音、低振動の建設機械、工法を採用して作業を行ってください。
- (2) 騒音、振動が発生する機械の使用については、使用時間を考慮してください。特に、朝の早い時間や夕方以降の使用は控えてください。
- (3) 周辺住民に対して、あらかじめ工事の内容、期間、作業時間等の説明をチラシ・戸別訪問等で行ってください。また、現場責任者の氏名、連絡先を表示し、周辺住民からの苦情には迅速かつ的確に対応を行ってください。
- (4) 元請業者は、下請業者の作業内容を十分把握し、防音・防振対策並びに周辺住民からの苦情に対する対応等について下請業者と十分な打ち合わせを行ってください。
- (5) 解体工事等粉じんが発生する工事に際しては、散水、防塵ネット等による対策を十分に行ってください。
- (6) 機材の搬入、土砂石運搬のために大型車を運行させる場合には、通行経路、通行時間を十分検討してください。
- (7) 作業時間は午前8時から午後6時までを目安に作業を行ってください。また、日曜日、その他の休日には作業を行わないでください。

2 建設作業の届出・報告について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動が発生する作業を「特定建設作業」といい、騒音規制法及び振動規制法による届出や規制の対象となります。

釧路市の指定地域内で特定建設作業を実施しようとする場合は、作業開始の7日前までに「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。

また、上記の特定建設作業に該当しない作業のうち、「釧路市建設作業指導要綱」に該当する建設作業を行う場合は、作業開始の前日までに「建設作業実施報告書」の提出が必要です。

(騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行う場合は、同一作業に関して釧路市建設作業指導要綱による報告は必要ありません。)

実施する建設作業について、「4 建設作業判別フロー・ポイント」、「5 建設作業一覧表」をご確認頂き、届出または報告に該当する場合には、必要書類を添付の上、環境保全課に提出してください。

3 届出・報告手続き

(1) 届出・報告が必要な建設作業

ア 特定建設作業実施届出書(騒音規制法、振動規制法)

「5 建設作業一覧表」の「特定建設作業届出書」の●に該当する作業

イ 建設作業実施報告書

「5 建設作業一覧表」の「建設作業実施報告書」の●に該当する作業

(2) 届出義務者

建設工事を施行する元請業者の代表者

(3) 届出の提出期限

ア 特定建設作業実施届出書

建設作業開始日の7日前※まで

※日数の算定につきましては、届出の日及び作業開始日は含みません。

(作業開始日－8日)＝提出期限日となります。

イ 建設作業実施報告書

建設作業開始日の前日まで

届出内容に不備があり受付できない場合がありますので、余裕をもって提出してください。

(4) 届出・報告書類

ア 特定建設作業実施届出書(騒音規制法、振動規制法)、建設作業実施報告書

建設作業の種類ごとに提出が必要です。

イ 添付書類

(ア) 工事現場付近見取図(現場周囲100mの範囲)

(イ) 工事工程表

(ウ) 付近住民への工事説明書(工事開始前に配布をしてください。)

(5) 提出部数

正副2部 (窓口を持参または郵送の場合)

市で審査後に1部を返却します(電子メールまたはオンラインで提出の場合は電子データ(PDF)で控えを送付します)

(6) 提出先

ア オンラインで提出する場合

フォーム名	提出フォームのURL	二次元コード
特定建設作業オンライン提出フォーム	https://logoform.jp/form/5Kjn/1714809	
建設作業オンライン提出フォーム	https://logoform.jp/form/5Kjn/1675377	

イ 電子メール、郵送、来庁して窓口提出する場合

【窓口の受付時間】 平日 午前9時～午後4時

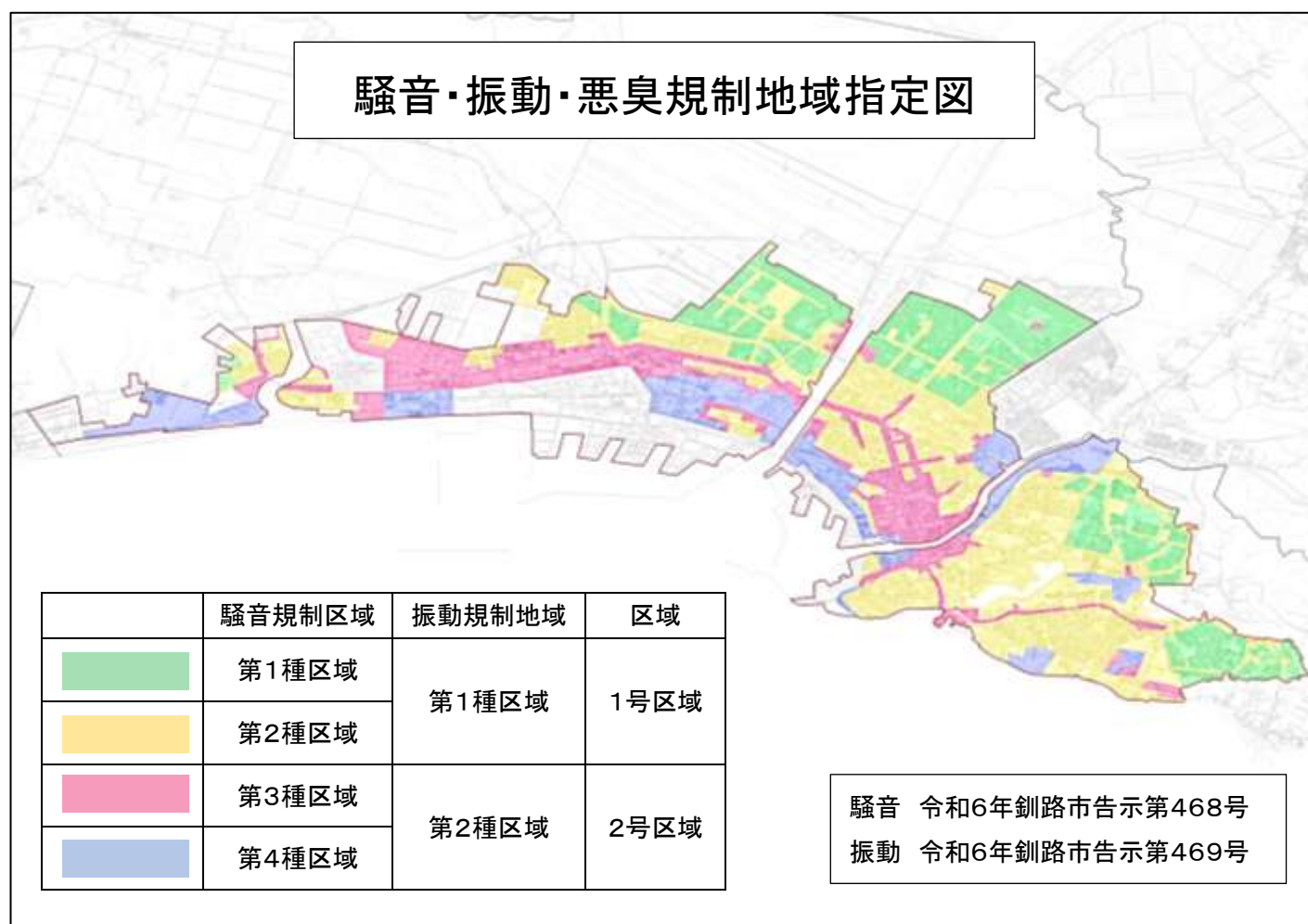
窓口	住所・電話番号等
市民環境部環境保全課環境管理係 (市役所1階)	〒085－8505 釧路市黒金町7丁目5番地 電話 0154－31－4535(直通) FAX 0154－23－4651 E-mail ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp (10MB以内)
阿寒町行政センター市民課環境係	〒085－0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 電話 0154－66－2211(直通)
音別町行政センター市民課環境係	〒088－0192 釧路市音別町中園1丁目134番地 電話 01547－6－2231(代)

(7) 指定地域

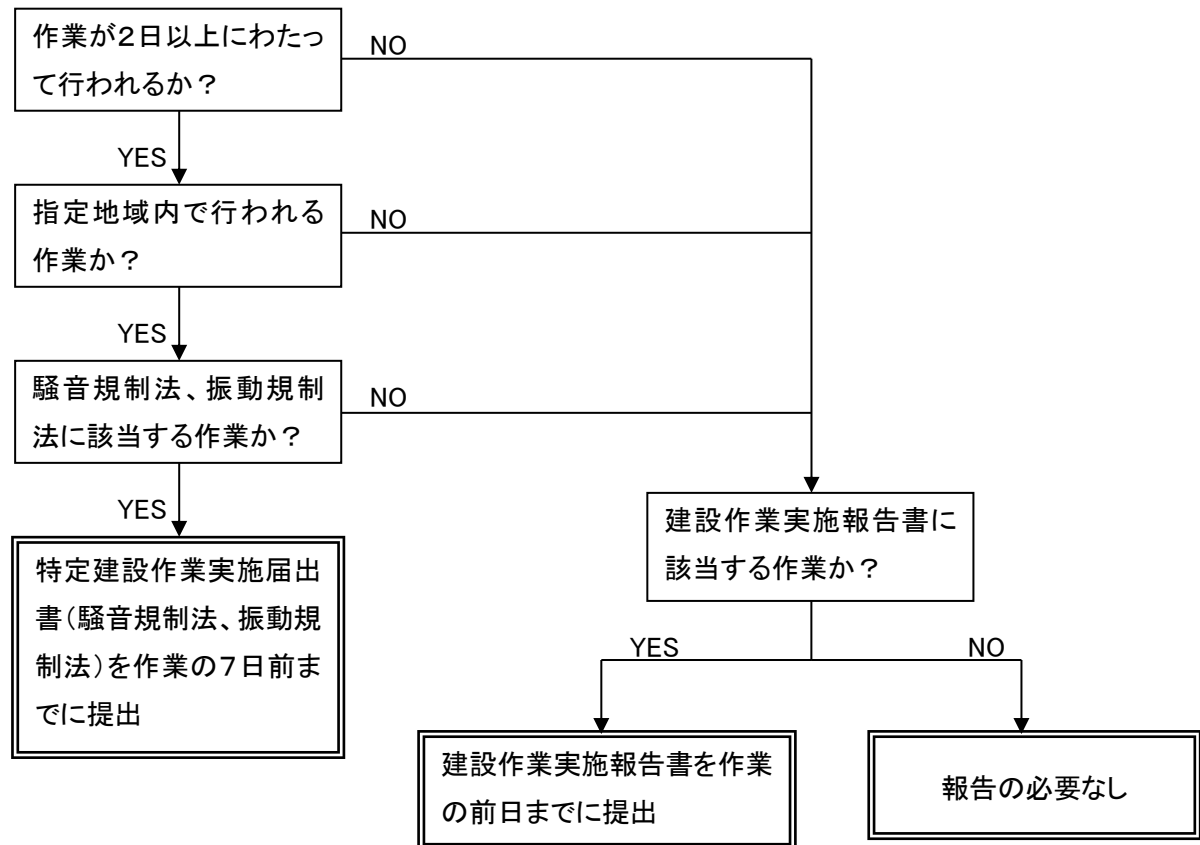
騒音・振動・悪臭規制地域指定図のうち、色がついている地域が騒音規制法および振動規制法の規制対象地域です。詳細な図面は市ホームページ「騒音・振動・悪臭の規制地域等」で確認できます。

【URL】 <https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyou/1004327/1004338/1016179.html>

指定地域 … 騒音規制法第3条第1項又は振動規制法第3条第1項により指定された地域
騒音は1～4種区域、振動は1～2種区域と指定されます。
釧路市の指定地域は旧釧路市内で指定された地域を指します。
(阿寒町、音別町は指定地域外です)



4 建設作業判別フロー・ポイント



判別ポイント

- (1) 1日で終わる作業は建設作業実施報告書に該当する場合がある。
- (2) 騒音規制法、振動規制法の規制地域は釧路市内の一部で指定(阿寒町、音別町は指定地域外)
- (3) ブレーカーの使用など、工事の種類によっては、騒音規制法、振動規制法両方の特定建設作業実施届出書の対象となる場合がある。
- (4) ア くい打機を使用する作業で直接打ち込み工法を行う場合、アースオーガーを併用する場合は振動規制法のみ特定建設作業実施届出書の対象となる。アースオーガーを併用しない場合は騒音規制法、振動規制法両方の特定建設作業実施届出書の対象となる。
 イ くい打ち機を使用する作業で場所打ち込み工法を行う場合、最後に打撃を加える場合は振動規制法の特定建設作業実施届出書の対象となる。セメントミルク工法などの打撃を加えない工法は建設作業実施報告書の対象となる。
 ウ くい抜機を使用する作業で、油圧式のくい抜機を使用する場合は、騒音規制法の特定建設作業実施届出書の対象となる。
 エ くい打くい抜機を使用する作業で、油圧式等の圧入工法の場合、建設作業実施報告書の対象となる。
- (5) さく岩機、ブレーカーを使用する作業では、1日の移動距離が50m以上を超える場合、建設作業実施報告書の対象となる。50m以上を超えない場合、手持ちブレーカーでは騒音規制法、油圧ブレーカーでは騒音規制法、振動規制法両方の特定建設作業実施届出書が必要となる。
- (6) バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーについては、低騒音型として指定されている場合は出力を問わず建設作業実施報告書の対象となる。低騒音型以外を使用する作業で、「5 建設作業一覧表」に記載の出力を超えている場合、騒音規制法の特定建設作業実施届出書の対象となる。

5 建設作業一覧表

特定建設作業の種類	主な機械、工法の種類	作業内容・規格	特定建設作業届出書		建設作業 実施報告書 釧路市建設 作業指導要綱
			騒音規制法	振動規制法	
1	くい打機を使用する作業	ディーゼルハンマ、油圧バイブロハンマ、電動バイブロハンマ、エアハンマ、油圧ハンマ、その他くい打ハンマ	●	●	—
		アースオアガーを併用しない作業	—	●	—
		アースオアガーを併用する作業	—	●	—
		最後に打撃を加える 全く打撃を加えない	—	—	●
2	びょう打機を使用する作業	場所打ち込み工法 直接打ち込み工法のうち圧入式、埋め込み工法	●	●	—
		打撃工法・直打工法	●	—	—
		振動工法	●	—	—
		圧入工法	—	—	●
3	ざく岩機、ブレーカーを使用する作業	リベットハンマ(リベットガン、リベッティングハンマ、リベッター) インパクトレンチ	●	—	—
		手持ち式ブレーカー、ハンドハンマ(電動ピックアップを含む)、ドリフタ、ストーパー、レッグドリル	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超えない作業	●	●	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●
4	コンクリートカッターまたはコンクリート破碎機(ニブラ、サイレントクラッシャーなど)を使用する作業	電動機以外の原動力(定格出力15kw以上)で、ざく岩機の動力として使用しない作業	●	—	—
		上記の条件に該当しないもの	—	—	—
		混練機の混練容量が0.45m ³ 以上	●	—	—
		混練機の混練容量が0.45m ³ 未満	—	—	—
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上	●	—	—
		混練機の混練重量が200kg未満	—	—	—
		定格出力80kw以上(低騒音型建設機械を除く)	●	—	—
		低騒音型建設機械(全出力)	—	—	●
6	バックホウを使用する作業	定格出力70kw以上(低騒音型建設機械を除く)	●	—	—
		低騒音型建設機械(全出力)	—	—	●
		定格出力40kw以上(低騒音型建設機械を除く)	●	—	—
		低騒音型建設機械(全出力)	—	—	●
7	トラクター・ジョベルを使用する作業	1日における移動距離が50mを超えない作業	—	●	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●
8	ブルドーザーを使用する作業	1日における移動距離が50mを超えない作業	—	●	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●
9	鋼球を使用して建築物及びその他の工作物を破壊する作業	1日における移動距離が50mを超えない作業	—	●	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●
10	舗装版破碎機を使用する作業	1日における移動距離が50mを超えない作業	—	●	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—
		1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●

6 法に基づく規制基準・改善勧告等

項 目	区 域	騒音規制法	振動規制法
基準値	敷地境界	85デシベル	75デシベル
作業可能時間	1号区域	7時から19時まで	
	2号区域	6時から22時まで	
最大作業時間	1号区域	1日あたり10時間	
	2号区域	1日あたり14時間	
最大作業日数		連続6日間	
作業の禁止日		日曜日その他の休日	

(指定区域の区分)

騒音規制法

- 1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。
- 2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

振動規制法

- 1 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。
- 2 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

(1) 改善勧告・改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音、振動の防止方法を改善し、または特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告または命令することがあります。

(2) 報告・検査

特定建設作業施工者に対し、特定建設作業の状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。また、建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械等を検査することがあります。

(3) 罰則

必要な届出をしなかった場合、虚偽の届出を行った場合、改善命令に従わない場合、報告・検査を拒む場合等、罰則の適用があります。

7 届出書・報告書様式（記入例）

特定建設作業実施届出書

作業開始の7日前までに提出

令和 〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

釧路市長 あて

住所 釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

届出者 〇〇建設株式会社

(元請人) 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【騒音・振動共通】

特定建設作業を実施するので、
☒ 騒音規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。
☒ 振動規制法第14条第1項(第2項)
 (該当する法律にレ印又は■)

該当する特定建設作業を選択

建設工事の名称	〇〇ビル 解体工事				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	RC 造 〇階建て				
特定建設作業の種類 (該当欄に✓印又は■)	騒音規制法		振動規制法		
	☐ くい打機(くい抜機)作業 ☐ びょう打機作業 ☒ さく岩機、ブレーカー作業 ☐ 空気圧縮機作業 ☐ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 ☐ バックホウ作業 ☐ トラクターショベル作業 ☐ ブルドーザー作業 ☐ その他()		☒ くい打機(くい抜機)作業 ☐ ブレーカー作業 ☐ 鋼球作業 ☐ 舗装版破砕機作業 ☐ その他()		
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	騒音規制法 ハンドブレーカー〇〇社製 形式〇〇 1台		振動規制法 くい打機〇〇社製 形式〇〇 1台 アースオーガー〇〇社製 形式〇〇 1台		
特定建設作業の場所	釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号				
特定建設作業の実施の期間	騒音	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇 日間 (期間の総日数)		
	振動	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇 日間 (期間の総日数)		
特定建設作業の開始及び終了の時刻 ※作業日は実作業日数を記入		作業開始	作業終了	作業日数 (日曜、祝日等を除く)	実働時間 (1日当たり)
	騒音	自 9時	至 18時	〇〇 日	8時間
	振動	自 9時	至 18時	〇〇 日	8時間
騒音の防止の方法	防音シートで養生し、連続の使用は避ける。				
振動の防止の方法	連続の使用は避け、必要最小限の使用に努める。				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	釧路市△△町△△丁目△△番△△号 株式会社△△ 代表取締役△△ △△ 電話番号 0154-00-0000				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇建設株式会社 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 090-0000-0000				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 有限会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 0154-00-0000				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	有限会社〇〇工務店 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 090-0000-0000				
※ 受 理 年 月 日					
※ 審 査 結 果	携帯等、連絡が取れる電話番号を記載				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その作業中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日毎にまとめて差し支えない。
 5 ※印の欄には記載しないこと。

- 添付書類 1 付近見取図 (現場の敷地境界から100m以内の状況がよくわかるもの)
 2 工事工程表 (全工程表に当該特定建設作業の工程をわかるように記載したもの)
 3 付近住民への工事説明書 (工事内容、期間、作業時間、現場責任者の氏名、連絡先を記載したもの)

作業開始の前日までに提出

建設作業実施報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

釧路市長あて

報告者
〔元請業者〕

会社住所 釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

会社名 〇〇建設株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話（会社）〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

電話（現場）〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

下記建設作業を実施するので報告します。

該当区分にチェック

区 分 (該当欄にレ印)	☐ 1日を超えない作業 ☐ 指定地域外作業 ☐ 1日での2地点間の最大距離が50メートルを超える作業 ☒ 低騒音型建設機械を使用する作業 ☐ 無騒音無振動工法（ 工法） ☐ その他（ ）	
建設工事の名称	〇〇宅 解体工事	木造 〇 階 地下 〇 階
建設工事の種類 (該当欄にレ印)	☐ くい（ ☐ 打 ☐ 抜） ☐ さく岩機 ☒ 解体工事 ☐ その他（ 該当区分にチェック ）	
建設作業に使用される機械の名称	バックホウ 〇〇社製 〇〇〇〇 1台	
建設作業の場所	釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
建設作業の実施の期間	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 日間	作業をしない日 日曜・祝日
建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 作業終了 自 8 時 至 17 時	
騒音・振動の防止の方法	低騒音型建設機械を使用し、騒音に配慮した運転を行う。	
発注者の氏名又は名称及び連絡場所	釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 （電話番号 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）	
報告者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇現場事務所 現場責任者 〇〇 〇〇 携帯等、連絡が取れる電話番号を記載 （電話番号 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）	
下請負人が実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び連絡場所	釧路市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 有限会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇 〇〇 （電話番号 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）	
※ 備考		

使用機器の名称、
形式、台数

使用方法等を具体的に記入

携帯等、連絡が取れる電話番号を記載

添付図書 付近見取図（現場の敷地境界から周囲100mの区域内を表示するもの）

工事工程表、付近住民への工事説明書

※ 受付印

(注) 1 区分の欄及び建設作業の種類の欄は、該当する欄にレ印を入れること。

2 1日で終了する作業の場合、工事工程表は不要です。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

8 その他

(1) 低騒音型、低振動型建設機械について

騒音、振動の小さい建設機械として、低騒音型、低振動型建設機械があります。これは、建設省（現国土交通省）が環境対策として、他の建設機械の普及を目的に発足させた制度で、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき、平成9年10月から施行されています。

低騒音型建設機械は、バックホウ、バイプロハンマ、アースオーガーなど様々な機械が指定されています。低振動型建設機械はバックホウ、バイプロハンマが指定されています。超低騒音型建設機械は、上記規程の騒音基準値から6デシベル減じた値を下回る騒音の測定値を得た建設機械が指定されています。

バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業は本来騒音規制法の届出対象となりますが、低騒音型建設機械として指定されたものについては、出力を問わず建設作業実施報告書の対象となります。



図 低騒音型・超低騒音型・低振動型のステッカー

(2) 建設作業関係リンク

- ・ 釧路市 特定建設作業の届出等

<https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyoku/1004327/1004338/1004345.html>

本手引書のほか、届出書・報告書の様式等を閲覧・ダウンロードできます。

- ・ 環境省 騒音対策について <https://www.env.go.jp/air/noise/noise.html>

建設作業に伴い発生する騒音等について、環境基準、騒音規制法の概要等を紹介しています。

- ・ 環境省 振動対策について <https://www.env.go.jp/air/sindo/sindo.html>

振動規制法の概要について説明のほか、建設作業振動防止の手引き等を紹介しています。

- ・ 国土交通省 建設施工・建設機械 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

低騒音型建設機械の指定状況や、排出ガス対策型建設機械の指定状況等、環境対策について紹介しています。

(騒音規制法関係)

騒音規制法 (抜粋) (昭和四十三年六月十日 法律第九十八号)

(定義)

第二条

- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
 - 四 騒音の防止の方法
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十五条

市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十条

市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 罰則

第三十条

第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条

第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条

第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

騒音規制法施行令 (抜粋) (昭和四十三年十一月二十七日 政令第三百二十四号)

(特定建設作業)

第二条

法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

(報告及び検査)

第三条

- 2 市町村長は、法第二十条第一項の規定により、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設作業の実施の状況及び騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定建設作業に使用される機械及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

別表第二(第二条関係)

- 一 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 二 びよう打機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
- 四 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 五 コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 六 バックハウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 七 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 八 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

騒音規制法施行規則 (抜粋)

(昭和四十六年六月二十二日 厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第一号)

(届出書の提出部数)

第三条

法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第十条

法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。

2 法第十四条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 特定建設作業の種類

三 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様

四 特定建設作業の開始及び終了の時刻

五 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 法第十四条第三項の規定により第一項の届出書に添附しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準 (抜粋)

公布日：昭和 43 年 11 月 27 日

厚生省・建設省告示 1 号

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を次のように定め、昭和四十三年十二月一日から適用する。

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定に基づき、環境庁長官の定める基準は、次のとおりとする。ただし、この基準は、第一号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について法第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

一 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、八十五デジベルを超える大きさのものでないこと。

二 特定建設作業の騒音が、別表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間内、別表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間内において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法(昭和三十一年法律第百五号)第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条

第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

三 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、別表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、別表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

四 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

五 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

- 1 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(F A S T)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

(振動規制法関係)

振動規制法 (抜粋) (昭和五十一年六月十日 法律第六十四号)

(定義)

第二条

- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
 - 四 振動の防止の方法
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十五条

市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つてるときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第十七条

市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

罰則

第二十五条

第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による

命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条

第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条

第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

振動規制法施行令 (抜粋) (昭和五十一年十月二十二日 政令第二百八十号)

(特定建設作業)

第二条

法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

(報告及び検査)

第四条

2 市町村長は、法第十七条第一項の規定により、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設作業の実施の状況及び振動の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定建設作業に使用される機械及び振動を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

別表第二(第二条関係)

- 一 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 三 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
- 四 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)

振動規制法施行規則 (抜粋) (昭和五十一年十一月十日 総理府令第五十八号)

(届出書の提出部数)

第三条

法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第十条

法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。

2 法第十四条第一項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 特定建設作業に使用される振動規制法施行令(昭和五十一年政令第二百八十号)別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様
- 三 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つてはその代表者の氏名

四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 法第十四条第三項の環境省令で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(特定建設作業の規制に関する基準)

第十一条

法第十五条第一項の環境省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。ただし、この基準は、別表第一第一号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

別表第一(第十一条関係)

- 一 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、七十五デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 二 特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ニ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- ホ 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 四 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 五 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- ニ 電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

- ホ 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日 その他の休日に行うべきことと同意された場合
- ヘ 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差 (デシベル)	三 デシベル	四 デシベル	五 デシベル	六 デシベル	七 デシベル	八 デシベル	九 デシベル
補正値	三デシベル	二デシベル		一デシベル			

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。

(目的)

第 1 条

この要綱は、建設作業の実施に関し工事実施者から報告を求めることにより、建設作業による騒音又は振動に伴う公害苦情等の発生を未然に防止するとともに、生活環境の保全に資することを目的とする。

(実施報告の対象)

第 2 条

この要綱による実施報告を求める対象は、本市の区域内で行う建設工事に係る作業であつて、特定建設作業(騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 2 条第 3 項又は振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)に該当しないもので、次に掲げるものをいう。

- (1) くい打機、くい抜機又はくい打機くい抜機を使用する作業で、特定建設作業に該当しない無騒音無振動工法とするもの
- (2) さく岩機又はブレーカーを使用する作業で、コンクリートカッター、コンクリート破砕機(ニブラ又は サイレントクラッシャーをいう。)等を使用するもの
- (3) さく岩機又はブレーカーを使用する作業で、1 日につき 50 メートル以上進むもの
- (4) バックホウ、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業で、低騒音型建設機械(平成 9 年環境省告示第 54 号で指定されたものをいう。)を使用するもの
- (5) 1 日で終了する特定建設作業
- (6) 指定規制地域(騒音規制法第 3 条第 1 項又は振動規制法第 3 条第 1 項により指定された地域をいう。)以外で行う特定建設作業

(建設作業実施報告書の提出)

第 3 条

前条に規定する建設工事に係る作業(以下「建設作業」という。)を実施しようとする者は、建設作業実施報告書(別記様式)を建設作業開始日の前日までに市長に 2 部提出するものとする。この場合において、当該報告書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図(現場の敷地境界から周囲 100 メートルの区域内を表示するもの)
- (2) 工事工程表
- (3) 付近住民への工事説明書

(指導)

第 4 条

市長は、建設作業を実施する者に対し、公害苦情等の発生を未然に防止するため、担当職員をして、必要な指導に当たらせるものとする。

(見直し)

第 5 条

市長は、この建設作業に係る公害苦情等の発生の状況並びに作業機器及び施工方法の開発等の状況を勘案し、この要綱による指導及びこの要綱の内容の見直しを行うものとする。